

報告第 3 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 1 0 月 2 2 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 6 0 , 8 0 0 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市内在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 5 年 4 月 1 7 日午後 7 時 4 0 分頃、市内栄町二丁目 9 番 9 号付近の市道 2 2 2 2 において、相手方が自転車を停車しようとしたところ、グレーチングの一部が外れていた集水ますに左足が落下し、負傷した。 |